

山口県報

平成20年
3月4日
(火曜日)

目次

規則	一
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	四
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	四
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	五
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課)	五
救急病院の認定(医務保険課)	七
下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	七
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	七
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	七
公告	七
国土調査の成果の認証(地域政策課)	八
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課)	八
平成二十年度前期技能検定試験の実施(労働政策課)	〇
平成二十年度度臨時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課)	三
土地改良区役員届出(農村整備課)	四
土地改良事業の完了(農村整備課)	五
公共測量の実施(監理課)	五
平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
公安委公告	七

契約の締結

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年三月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 氏名又は名称 日本化薬株式会社

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素	リン	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	七四	六・七	二〇	一五	六〇	検出せず	五〇五
	"	"	四〇	二〇	二〇	〇・五	二二八
	"	七	"	一〇	五〇〇	検出せず	二六
	"	六・七	"	五	一〇	検出せず	一五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	種 類	能 (m ³ /日)	工 事 着 手 年 月 日 定 義	工 事 完 成 年 月 日 定 義	使 用 開 始 年 月 日 定 義	使 用 時 間 隔 間	使 用 の 方 法
	七四	一、二〇〇				連 続	二 四 時 間 変 動 な し
	"	三〇〇				断 続	一 八 時 間 "
	"	三五				"	"
	"	二五				"	一 三 時 間 "

- 住 所 東京都千代田区富士見一丁目二番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
所在地 山陽小野田市大字郡二二〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

五	排出水の汚染状態の値及び排出水の量	処理後	"	"	二〇	四〇	五	一〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
---	-------------------	-----	---	---	----	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		化学的酸素要求量		浮遊物質		鉍油類		窒素		値		排水の一日当たりの量(m³)
		水素イオン濃度(水素指数)	水素イオン濃度(水素指数)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	
七	六・九	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	最大
"	八・六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二五	一〇	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	最大
三〇	二〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	検出せず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二七・八四	二四・七七	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	最大
四四・三五	三七・四	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一・五八	一・二七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二・八	二・二五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一、二九四・一	一、一八五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一、七二五・二	一、四三〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	廃止年月日
たかもり眼科	岩国市周東町下久原二四八〇の一	平成一九、一、三〇
竹中医院	光市室積中央町一四番一、二、三	平成一九、一、三〇
河邊眼科医院	長門市東深川一九一の一の七七	平成一九、一、三〇
浜田内科胃腸科	柳井市新庄一五二八の五	平成一九、一、三〇
溝部医院	山陽小野田市大字厚狭一六の三	平成一九、一、三〇
小泉医院	熊毛郡田布施町大字麻郷三二九六	平成一九、一、三〇
不動薬局	山口市葵一丁目一番二九号	平成一九、一、三〇
エサキヤ薬局	萩市大字須佐一三九二の一	平成一九、一、三〇
ムーン薬局高井店	防府市大字高井六九三の二	平成一九、一、三〇
周陽調剤薬局	周南市周陽二丁目七番一五号	平成一九、一、三〇
くぼた薬局	阿武郡阿武町大字奈古三三三三の二	平成一九、一、三〇

山口県告示第八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定年月日
みほりクリニック	山口市大内御堀三八の二	平成二〇、一、一
たかもり眼科	岩国市周東町下久原二四八〇の一	平成一九、一、三〇
たけなか医院	光市室積中央町五番五号	平成一九、一、三〇
浜田内科循環器科	柳井市新庄一五二八の五	平成一九、一、三〇
やまざき歯科医院	防府市大字植松三〇三の一	平成一九、一、三〇
エサキヤ薬局	萩市大字須佐一三九二の一	平成一九、一、三〇
そよかぜ薬局	" 大字東浜崎町九四	平成一九、一、三〇
ムーン薬局高井店	防府市大字高井六九三の二	平成一九、一、三〇
みどり薬局	下松市望町四丁目一四番三八号	平成一九、一、三〇
周陽調剤薬局	周南市周陽二丁目四番一五号	平成一九、一、三〇
株式会社くぼた薬局	阿武郡阿武町大字奈古三三三三の二	平成一九、一、三〇

指定訪問看護事業者等
主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等の所在地
指定年月日

株式会社総合リ
ハビリテーション
研究所 下松市大字末武
四〇一の九 周南リハ訪問看
護ステーション 下松市大字末武
四〇一の九 平成一六、
一

山口県告示第八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人和同 会 宇部市大字西 岐波二二九の三	訪問看護ステーション常盤台 宇部市野中一丁目三番二六号	訪問看護	平成一九、三
有限会社オー サービスセン 山陽小野田市 大字西高泊三 三〇六	デイサービス横 手 山陽小野田市 大字東高泊一 九一五の一五	通所介護	"
"	"	"	"
"	"	福祉用具貸与	"

山口県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社し ゆう 宇部市大字小 串九一の六	ろしゅうケア センター集いの 家 宇部市大字小 串九一の六	訪問介護	平成一九、 二、一
有限会社翌 建設工業 岩国市平田六 丁目一八番八 号	ヘルパース テーションだ んだん 岩国市藤生町 二丁目八番四 六一三三号	"	"
医療法人や ま さきフアミ リクリニツ ク 下関市新坂田 東町二丁目二 番一六号	医療法人やま さきフアミ リクリニツ ク 下関市新坂田 東町二丁目二 番一六号	居宅療 養管理 指導	平成二五、 二、二
庄司 博子 山陽小野田市 大字厚狭四六 七の一	博和会のみ はな・のど内 科クリニツク ク 山陽小野田市 大字厚狭四六 七の一	通所リ ハビリ リ シヨ ン	平成一九、 四、九
社会福祉法 人 ひかり苑 光市大字三井 一〇四六の一	老人短期入 所 施設ひかり苑 光市大字三井 一〇四六の一	短期入 所生活 介護	"
エネツクス 株式会 社 宇部市大字東 須恵三八四〇 の一	エネツクス株 式会社鹿野 野上三〇四七 の三	福祉用 具貸与	"
有限会社ミ セ スヘルパー 岐波五二二四 の三	グループホ ム喜楽苑 宇部市大字西 岐波五二二四 の三	認知症 対応型 共同生活 介護 活介	平成二〇、 一、一
社会福祉法 人 友愛会 阿武郡阿東町 大字地福下二 八八の一	グループホ ム阿東園 阿武郡阿東町 大字地福下二 八八の一	"	平成一六、 四、一

山口県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者 名 称	所在地	指定年月日
有限会社オリーブセンター	山陽小野田市大字西高泊三三〇六	ケアセンターオリーブ	山陽小野田市大字東高泊一九一五の五	平成一九、二、一

山口県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ろしゅうケアセンター集いの家	宇部市大字小串九一の六	ろしゅうケアセンター集いの家	宇部市大字小串九一の六	介護予防訪問	平成一九、二、一
株式会社ピーエー	防府市警固町一丁目六番三九号	株式会社ピーエーヘルパーセンター	防府市警固町一丁目六番三九号	介護	平成一九、二、一
社会福祉法人くたまたま平成会	下松市生野屋南一丁目一三番一号	ほしのさと訪問介護事業所	下松市生野屋南一丁目一三番一号	介護	平成一八、四、四
有限会社岩田建設工業	岩国市平田六丁目一八番八号	ヘルパーズインターンショナル	岩国市藤生町二丁目八番四六―三三号	介護	平成一九、五、一

株式会社総合リハビリテーション研究所	下松市大字末武下四〇一の九	周南リハビリテーションセンター	下松市大字末武下四〇一の九	介護予防訪問看護	平成一八、〇、〇
株式会社サンライフ	広島市西区商工センター四丁目六番八号	サンライフ三田尻デイサービス	防府市三田尻三丁目六番三三番五号	介護予防訪問看護	平成二〇、二、二
有限会社ケアポート徳山	周南市川端町一丁目一	デイサービスセンターけあぽーと	周南市川端町一丁目一	介護	平成一九、一、一
庄司 博子	山陽小野田市大字厚狭四六七の一	博和会のみみ・はな・のど内科クリニック	山陽小野田市大字厚狭四六七の一	介護予防訪問看護	平成一九、四、四
社会福祉法人ひかり苑	光市大字三井一〇四六の一	老人短期入所施設ひかり苑	光市大字三井一〇四六の一	介護短期入所介護	平成一九、二、二
有限会社アイフイット山口	山口市平井七〇五	有限会社アイフイット山口	山口市平井七〇五	介護用具貸付	平成一九、四、四
エネックス株式会社	宇部市大字東須恵三八四〇の一	エネックス株式会社鹿野営業所	周南市大字鹿野上三〇四七	介護予防訪問看護	平成一九、一、一
有限会社ミセスヘルパー	岐波五二二四の三	グループホーム喜楽苑	宇部市大字西岐波五二二四の三	介護予防訪問看護	平成二〇、一、一
社会福祉法人友愛会	阿武郡阿東町大字地福下二八八の一	グループホーム阿東園	阿武郡阿東町大字地福下二八八の一	介護	平成一八、四、四

山口県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

地域包括支援センター
 名 称 主たる事務所
 の所在地 名 称 介護予防支援事業所
 の所在地 指定年月日
 社会福祉法人施 熊毛郡田布施町 田布施地域包括 熊毛郡田布施町 平成一八、
 福会 大字宿井四〇六 支援センター 大字宿井四〇六 四、一

山口県告示第九十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年三月四日

名 称 所在地 山口県知事 二井 関 成
 萩市民病院 萩市大字椿三四六〇の三 平成二三、三、五

山口県告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・三・七下関駅福江線

三 事業施行期間

平成十五年九月二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

下関市武久町一丁目及び武久町二丁目

山口県告示第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・四・三十五真締川東通線

宇部都市計画道路事業三・六・二十五小串神原線

三 事業施行期間

平成十三年七月十三日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市宮地町、北琴芝一丁目及び大字小串

山口県告示第九十七号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

三の3の表中

"	萩焼深川古窯跡群	長門市深川湯本	"
"	萩焼深川古窯跡群	長門市深川湯本	"
"	荒滝山城跡	宇部市大字東吉部	"

を

に改める。

五の表区間の欄中「山陽小野田市大字郡宇部市一里ケ谷三四六の三地先から」を「宇部市大字船木字吉町田二五九一の二地先から山陽小野田市大字郡宇部市一里ケ谷三四六の三地先

を經由して」に改める。



(八六) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	平成十七年五月十一日から平成十九年二月四日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	東深川の一部

二 認証年月日

平成二十年三月四日

(八七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年四月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十年二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 下関市身体障害者団体連合会

- 代表者の氏名 金原 洋治
- 主たる事務所の所在地 下関市貴船町三丁目一番四三号
- 三 定款に記載された目的

下関市に居住する身体障害者に対して各種相談事業並びに社会参加の促進、会員相互の連絡調整及び援助、身体障害者福祉の啓発等に関する事業を行うことにより、下関市における身体障害者の福祉の向上、社会参加及び平等の実現を目指し、もって社会福祉の向上に寄与すること。

(八八) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

医療機関名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
立山薬局	宇部市大字東岐波三八四八の二	育成医療及び更生医療	平成一八、七、一
レインボー薬局	恩田町二丁目二四番一号	"	"
さわ薬局	大字東岐波六三八の六	"	九、
ときわ公園前薬局	則貞五丁目五番八号	"	"
オリーブ薬局	大字東岐波五六〇七の二	"	"
かめつら薬局	亀浦一丁目二番一	"	"
有限会社西岐波薬局	大字西岐波三五二八の二	"	"
そごう薬局宇部新川店	上町一丁目四番二八号	"	一一、
さくら薬局	島二丁目四番二二	"	"
大内薬局	山口市大内矢田二三〇の七	"	七、
宮野薬局	桜島二丁目一番八号	"	九、

職 種	試 験 科 目	園 芸 装 飾	造 園 工 事	金 属 熱 処 理	機 械 加 工	放 電 加 工	金 属 プ レ ス 加 工	鉄 工	建 築 板 金	工 場 板 金
		室内園芸装飾	造園工事	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理	普通旋盤 フライス盤 ボール盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 数値制御旋盤 数値制御フライス盤 マシンニングセンタ	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工	金属プレス	製缶 構造物鉄工	内外装板金 ダクト板金	曲げ板金 打出し板金

(八九)平成二十年度前期実施技能検定試験の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四
 条第一項の規定により、平成二十年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。
 平成二十年三月四日
 山口県知事 二井 関 成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
 (一) 実施職種
 技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれら
 の表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。
 1 一級及び二級の技能検定

仕 上 げ	ダ イ カ ス ト	電 子 機 器 組 立 て	電 気 機 器 組 立 て	産 業 車 両 整 備	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	建 設 機 械 整 備	婦 人 子 供 服 製 造	家 具 製 作	建 具 製 作	印 刷	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	石 材 施 工	と び	左 官	タ イ ル 張 り	畳 製 作	防 水 施 工
治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	コールドチャンバダイカスト	電子機器組立て	配電盤・制御盤組立て	産業車両整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装	建設機械整備	婦人子供注文服製作	家具手加工	木製建具手加工	オフセット印刷	射出成形	石張り	とび	左官	タイル張り	畳製作	ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリル系塗膜防水工事 シーリング防水工事 FRP防水工事

電子機器組立て	機械保全	仕上	工場板金	建築板金	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職種	2 三級の技能検定	フラワー装飾	広告美術仕上げ	塗装	表装	サッシ施工	熱絶縁施工	内装仕上げ施工
電子機器組立て	機械系保全	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 フライス盤 平面研削盤 数値制御旋盤 マシンニングセンタ		造園工事	室内園芸装飾	試験科目		フラワー装飾	広告面ペイント仕上げ 広告面粘着シート仕上げ	建築塗装 金属塗装	表具 壁装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事

園芸装飾 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立 表	機械加工 製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 量製作 内装仕	造園 金属熱処理 金属プレス加工 成形 防水施工 サッシ施工 塗装	産業車両整備 プラスチック	職種	3 単一等級の技能検定	フラワー装飾	塗装	内装仕上げ施工	左官	とび	試験科目	路面標示施工 溶融ペイントハンドマーカー工事	産業洗浄 高圧洗浄	職	試験科目	とび
平成二十年九月七日 (日曜日)	平成二十年八月三十一日 (日曜日)	平成二十年八月二十四日 (日曜日)				フラワー装飾	金属塗装	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	左官	とび						

(一) 試験の方法
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
 二 試験の期日
 (一) 実技試験
 平成二十年六月九日(月曜日) から同年九月十七日(水曜日) までの間において
 山口県職業能力開発協会が指定する日
 (二) 学科試験
 1 一級及び二級の技能検定

2 三級の技能検定

職 種	実施期 日
園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラ ワー装飾	平成二十年七月二十七日 (日曜日)
金属熱処理	平成二十年八月二十四日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定

職 種	実施期 日
産業洗浄	平成二十年八月二十四日 (日曜日)
路面標示施工	平成二十年九月七日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条の二に規定する者であること。
 - (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
 - (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
 - (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付期間
平成二十年四月三日（木曜日）から同月十六日（水曜日）まで（郵送の場合は、四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受検申請書の提出先
山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）
山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類

八 受検申請書

(一) 受検申請書
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする者にあつては、その資格を証する書面

受検手数料

- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千元
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 業車両整備 鉄道車両製造 整備 建設機械整備 家具製作 建具製作 印刷 装仕上げ施工 成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 畳製作 防水施工 フラワー装飾 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 広告美術仕上げ フラ	一万五千七百円

2 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	一万五百円

3 三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	一万五千七百円

4 単一等級の技能検定

職 種	手 数 料
路面標示施工 産業洗浄	一万五千七百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十年六月二日(月曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては平成二十年八月二十七日(水曜日)、その他の技能検定にあつては同年十月三日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(九〇) 平成二十年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 閑 成

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

試験の方法
(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施三級の技能検定
受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)

七 提出書類

(一) 随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

二 退任した役員
 土地改良区の名 監 事
 宇部市東岐波山立石土 理 事
 地改良区 重 永 亮 也 山 口 市 阿 知 須 六 六 一 五 所

土地改良区	理事の別	氏名	住	所
宇部市東岐波山立石土地改良区	理事	重永 亮也	山口市阿知須六六一五	八〇〇
"	"	小倉 政之	"	三八二五
"	"	永末 宏二	"	三一八三
"	"	秋山 正知	"	"
"	"	大田 信三	"	"
"	"	今井 広行	宇部市大字東岐波二〇九〇	八二五九
"	"	松崎 清治	"	一六一八の一
"	"	大 中 豊	"	一七二四
"	"	西 本 昭 弘	"	二五六一の三
"	"	山 本 良 則	"	一六一〇
"	"	上 野 一 志	"	二二六〇の五
"	"	鈴 川 直 秀	"	二四〇五の一
"	"	田 村 清	"	二
周南市湯野土地改良区	理事	弘 中 壽	周南市大字湯野三八五二	一〇八七
"	"	松 田 富 雄	"	一七九八の四
"	"	原 田 信 之	"	三八九二
"	"	山 下 政 夫	"	四二二九の二三
"	"	入 江 政 人	"	四六四四の二
"	"	村 林 一 男	"	四六〇二
"	"	國 田 正 次	"	三五五〇
"	"	山 田 祐 二	"	三一七八
"	"	福 田 茂 人	"	七四九の二
"	監 事	小 倉 文 雄	"	三八二五
"	"	永 末 宏 二	"	三五七二
"	"	河 口 實 一	"	"

(九二) 土地改良事業の工事が完了
 次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称
 県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑換地区)
- 二 工事完了の時期
 平成十八年十月二十七日

- 一 事業の名称
 県営田尻地区ほ場整備事業(田尻換地区)
- 二 工事完了の時期
 平成十九年三月二十三日

(九三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
 公共測量(基準点設置)
- 二 作業の地域
 下関市大字秋根
- 三 作業の期間
 平成二十年二月二十二日から同年三月二十日まで

(九四) 平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)第十三条の規定により、平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 閑成

一 試験の日時

区分	科目	日 時	
		日	時
二級建築士試験	学科	平成二十年七月六日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
	製設図計	平成二十年九月十四日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士試験	学科	平成二十年七月二十七日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
	製設図計	平成二十年十月十二日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一
山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十年四月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、平成二十年四月十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号
山口県建築士会館会議室

(三) 受付時間

午前十時から午後四時まで

六 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合

に限り郵送でもよい。この場合においては、勤務先の証明書又は住民票を添付すること。

郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築士試験」又は「木造建築士試験」と朱書して、山口県建築士会あてに送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十年四月一日(火曜日)午前十時から同月七日(月曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成二十年八月二十六日(火曜日)ごろ

2 木造建築士試験

平成二十年九月九日(火曜日)ごろ

(二) 最終合格者

平成二十年十二月四日(木曜日)ごろ

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十年四月七日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで次の場所において行う。

配布場所	所在地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
社団法人山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館内
社団法人山口県建築士会防府支部	岩国市尾津町一丁目六番三四号
社団法人山口県建築士会防府支部	株式会社吉村設計事務所内
下関市都市整備部建築指導課	防府市大字新田二〇三三の一
宇部市土木建築部建築指導課	三田尻中関港福祉センター二階
萩市建設部建築課	下関市南部町一番一号
	宇部市常盤町一丁目七番一号
	萩市大字江向五一〇

下松市建設部土木建築課
光市建設部建築住宅課
長門市経済建設部建設課
柳井市建設部建築課
周南市都市開発部開発指導課
山陽小野田市建設部建築住宅課

下松市大手町三丁目三番三号
光市中央六丁目一番一号
長門市東深川一三三九の二
柳井市南町一丁目一〇番一号
周南市岐山通一丁目一
山陽小野田市日の出一丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一一番一五号財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二―二四五―八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成二十年六月十一日(水曜日)ごろから財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。

(九五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市南町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市平和通一丁目一〇番地の二
株式会社西京銀行

株式会社西京銀行

一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字山川字二ノ下村

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟市南区清水四五〇一番地の一
株式会社コメリ

株式会社コメリ

公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年三月四日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量
交通管制センター中央処理装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成二十年二月十三日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三井リース事業株式会社 東京都中央区日本橋一丁目四番一号

六 落札金額
一億八千万円

七 入札公告日
平成二十年一月十五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



平成二十年三月四日印刷
平成二十年三月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）